◆社会福祉協議会

問　生活支援課(☎23-1600)

事業	内容	対象者
出張理美容費助成	自宅で理美容を希望する人に、1回1,000円の負担でサービスを受けられる助成券（1年に4枚まで）を交付します。	在宅ねたきり・認知症高齢者見舞金受給者のうち、ねたきり状態にある人
日常生活自立支援事業	福祉サービスの利用手続き、日常的金銭管理、書類などの管理のお手伝いをします。	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などで、日常生活の判断に不安のある人

問　事業推進課(☎62-6676)

事業	内容	対象者
なごやか交流会	ボランティアなどの協力を得て、各地域で昼食会やレクリエーションなどを行う交流会を開催します。	在宅のひとり暮らし高齢者など
車椅子の貸出	けがや事故などで車いすを必要とする人に無料で貸し出します（3か月以内）。	市内に住所があり、一時的に車いすを必要とする在宅の人など
車椅子移送車の貸出	通院、旅行などで外出する際に車いす移送車を貸し出します（原則3日以内）。	市内に住所がある車いす使用者など

◆福祉施設

施設	内容・対象者	
養護老人ホーム 問　長寿課（☎62-1063）	環境上の理由および経済的理由で、居宅での生活が困難な人が入所できる施設です。 対　次の要件にすべて該当する人　①65歳以上（60歳以上も事情によっては入所可）、②身体的理由や家庭の事情などにより居宅で生活することが困難な人、③本人の属する世帯（血縁関係のない場合も含む）が生活保護を受けているか、本人および本人の生計を維持している者の市町村民税所得割が非課税であること、④入院治療の必要がないこと、⑤感染性疾患を有してないこと（他の入所者に感染するおそれのない場合は例外） ※前年分収入などに応じて費用負担あり	
生活支援ハウス （特別養護老人ホームシルバーピアかりや併設） 問　長寿課（☎62-1063）	居宅で生活することに不安のある高齢者などが、一時的に生活する施設です（基本3か月以内、最長6か月）。 対　60歳以上でひとり暮らしや高齢者のみの世帯に属する人または家族の援助を受けることが困難な人 ※光熱水費は実費 ※基本的には自炊。希望により食事の提供を実費で受けることができます。 ※前年分収入などに応じて費用負担あり（0円～50,000円）	
高齢者交流プラザ （高齢者福祉センター内） （☎23-0555）	健康保持、教養の向上およびレクリエーションの場を提供し、心身の健康を図ることを目的とした施設です。	対　刈谷・碧南・安城・知立・高浜市内に居住している60歳以上および刈谷市内の高齢者福祉関係団体
いきいきプラザ （一ツ木福祉センター内） （☎25-2021）	健康保持、教養の向上およびレクリエーションの場を提供し、心身の健康を図ることを目的とした施設です。機能訓練プール、トレーニング室を設置しています。	
ぬくもりプラザ （南部福祉センター内） （☎62-8555）	浴室、ふれあい交流室などの交流の場を提供し、心身の健康を図ることを目的とした施設です。	
老人福祉センター 問　各市民センター	健康の増進、教養の向上、レクリエーションなど各種の活動の場として利用する施設です。 対　60歳以上	
生きがいセンター （☎24-6061）	高齢者の能力を生かした就業活動、地域住民との交流、趣味などの活動を通じて、高齢者の生きがいを高める施設です。 対　60歳以上および高齢者福祉関係団体	
老人いこいの場 問　長寿課（☎62-1063）	茶話会、将棋などを楽しみ交流する場です。 対　60歳以上の人	

「あつまりん」ボランティア募集

問　高齢者交流プラザ(☎23-0555)

65歳以上の高齢者と一緒に食事やレクリエーションをして楽しく過ごす集まり「あつまりん」は、18歳以上のボランティアを募集しています。少しでも興味のある人は高齢者交流プラザまでお問い合わせください。